

大議第 6 号

大宜味村議会会政規則の全部を改正することについて
大宜味村議会会政規則の全部を次のように改正する。

1965年6月18日提出

大宜味村議会議員

提出者	大	城	真	秀
賛成者	平	長	仲	善
	宮	城	義	博

同月21日原案可決

大宜味村議会議長 大 嶺 福



大直味村議事會規則第一号
 大直味市(町村)議事會議規則(準則)

目次

第一章 総則(第一条——第十二条).....	1
第二章 議案及び動議(第十三条——第十八条).....	3
第三章 議事日程(第十九条——第二十三条).....	5
第四章 選挙(第二十四条——第三十二条).....	6
第五章 議事(第三十三条——第四十六条).....	7
第六章 発言(第四十七条——第六十一条).....	11
第七章 委員会(第六十二条——第七十三条).....	15
第八章 表決(第七十四条——第八十四条).....	17
第九章 請願(第八十五条——第九十条).....	20
第十章 秘密会(第九十一条——第九十二条).....	2 2
第十一章 辞職及び資格の決定(第九十三条——第九十七条).....	22
第十二章 規律(第九十八条——第一百四条).....	23

第十三章 懲 罰 (第一百五條——第一百十條) …………… 25

第十四章 會議 錄 (第一百一十條——第一百三條) …………… 26

第十五章 補 則 (第一百四條) …………… 27

附 則

第一章 総 則

(参集)

第一条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならぬ。

(欠席の届出)

第二条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならぬ。

(議席)

第三条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後あらたに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更するこ
とができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第四条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第五条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第六条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第七条 議会の開閉は議長が宣告する。

(会議時間)

第八条 会議時間は、午前 十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休 会)

第九条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

3 市町村自治法(一九五三年立法第一号)(以下「法」という。)第五十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第十条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する処置)

第十一条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告)

第十二条 法第五十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行なう。

第二章 議案及び動議

(議案の提出)

第十三条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第十四条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第十五条 動議は賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第十六条 修正の動議は、その案をそなえ、賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。

(先決動議の表決順序)

第十七条 他の事件に先だつて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が、表決の順序を決める。ただし、出席議員、二人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第十八条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならぬ。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。

第三章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第十九条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第二十条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いなくて会議にはかつて議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第二十一条 議長は必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第二十二条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第二十三条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

第四章 選挙

(選挙の宣告)

第二十四条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第二十五条 選挙を行なう宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第二十六条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第二十四条(選挙の宣告)の規定による宣告後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第二十七条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならぬ。

2 議長は職員をして投票箱を改めさせなければならぬ。

(投票)

第二十八条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。
(投票の終了)

第二十九条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第三十条 議長は、開票を宣告後、二人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十一条 議長は選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第三十二条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(議題の宣告)

第三十三条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第三十四条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはか
つて決める。

(議案等の朗読)

第三十五条 議長は、必要があると認めるときは、議題となつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第三十六条 会議に付する事件は、第八十七条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、
会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任
委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いなくて、会議にはかつて省略することがで
きる。

(委員会に付託した事件の審議順序)

第三十七条 委員会に付託した事件は、第七十三条(委員会報告書)の規定による報告書の提
出をまつて議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第四十一条の規定によ

る質疑、討論、表決の順序によつて審議する。

(委員長及び少数意見者の報告)

第三十八条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第一項の報告は、討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第三十九条 提出者の説明又は委員長の報告もしくは少数意見の報告が終わつたときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第四十条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また、同様とする。

(討論及び表決)

第四十一条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。(議決事件の字句及び数字等の整理)

第四十二条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第四十三条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前二項の期限までに審査又は調査を終らなかつたときは、その事件は、第三十七条(委員会に付託した事件の審議順序)の規定にかゝわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第四十四条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

(再付託)

第四十五条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件でなお、審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十六条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第六章 発言

(発言の許可等)

第四十七条 発言は、すべて議長の許可を得た後、議席でしなければならない。

(発言の要求)

第四十八条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第四十九条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第五十条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、

議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第五十一条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第五十二条 質疑は、同一議員につき、同一議題について二回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第五十三条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第五十四条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要が

あるものでなければならぬ。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならぬ。

(発言の継続)

第五十五条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めるときは、前の発言を続けることができる。

(質議、討論の省略又は終結)

第五十六条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第五十七条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言はこの限りでない。

(一般質問)

第五十八条 議員は、市(町村)の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその旨を文書で通告しなければならない。
(緊急質問等)

第五十九条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議にはからなければならない。

3 第一項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
5。

(準用規定)

第六十条 質問については、第五十二条(質問の回数)及び第五十六条(質疑討論の省略又は終結)の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第六十一条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

(議長への通知)

第六十二条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第六十三条 委員会は議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第六十四条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第六十五条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときはその許否を決める。

(委員の議案修正)

第六十六条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(連合審査会)

第六十七条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第六十八条 委員会は、法第四十条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。

(所管事務の調査)

第六十九条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。

(委員の派遣)

第七十条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならぬ。

(閉会中の継続審査)

第七十一条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならぬ。

(少数意見の留保)

第七十二条 委員は、委員会において、少数で廃棄された意見で、他に出席委員の賛成がある

ものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならぬ。

(委員会報告書)

第七十三条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第八章 表 決

(表決問題の宣告)

第七十四条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第七十五条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第七十六条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第七十七条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多

少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとる。

(投票による表決)

第七十八条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員二人以上からの要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第七十九条 投票による表決を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならぬ。ただし、記名投票の場合には、議員の氏名を併記しなければならぬ。

(白票の取扱)

第八十条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第八十一条 投票を行なう場合には、第二十六条(議場の出入口閉鎖)第二十七条(投票用紙

の配付及び投票箱の点検)、第二十八条(投票)、第二十九条(投票の終了)、第三十条(開票及び投票の効力)、第三十一条(選挙結果の報告)第一項及び第三十二条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第八十二条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第八十三条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第八十四条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議にかつて決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第九章 請 願

(請願書の記載事項)

第八十五条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならぬ。

2 請願を招介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならぬ。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第八十六条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数^人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件とする。

(請願の委員会付託)

第八十七条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管する常任委員会に付託する。ただし、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみ

なし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第八十八条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることが出来る。

2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第八十九条 委員会は請願について審査の結果を次の区分により意見を付けて、議長に報告しなければならない。

- 一 採択すべきもの。
- 二 不採択とすべきもの。

2 採択すべきものと決定した請願で、市(町村)長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第九十条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第十章 秘密会

(指定者以外の退場)

第九十一条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第九十二条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

第十一章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第九十三条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議にはかつてその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第九十四条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第九十五条 法第六十七条(失職、資格決定)第一項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第三十四条の二(請負人等となることの禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第九十六条 前条の要求については、議会は、第三十六条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第二項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(決定書の交付)

第九十七条 被選挙権の有無又は法第三十四条の二の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第十二章 規 律

(品位の尊重)

第九十八条 議員は議会の品位を重んじなければならぬ。

(服装)

第九十九条 何人も、議場に入るときは、見苦しくない服装をしなければならぬ。

(議事防害の禁止)

第一百条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の防害となる言動をしてはならない。

(離席)

第一百一条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第一百二条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第一百三条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第一百四条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(懲罰動議の提出)

第二百五条 懲罰の動議は、文書をもつて賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十二条(秘密の保持)第二項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第二百六条 懲罰事犯については、議会は、第三十六条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第二項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(戒告又は陳謝の方法)

第二百七条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。

(出席停止の期間)

第二百八条 出席停止は、五日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又はすでに出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの処置)

第二百九条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第一百十條 議会在懲罰を議決したときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十四章 會議錄

(會議錄の記載事項)

第一百十一條 會議錄に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 三 出席及び欠席議員の氏名
- 四 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- 五 説明のため出席した者の職氏名
- 六 議事日程
- 七 議長の諸報告
- 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 九 委員会報告書及び少数意見報告書
- 十 會議に付した事件
- 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

十二 選挙の経過

十三 議事の経過

十四 記名投票における賛否の氏名

十五 その他議長又は議会において必要と認めたる事項

2 議事は、速記法によつて速記することを原則とする。ただし、必要な事由があるときは、要点筆記によることができる。

(会議録の配布)

第一百十二条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布することができる。

(会議録に掲載しない事項)

第一百十三条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第六十

一条(発言の取り消し又は訂正)の規定により取り消した発言は掲載しない。

(会議録署名議員)

第一百十四条 会議録に署名すべき議員は二人とし、議長が会議において指名する。

第十五章 補 則

(会議規則の疑義)

第一百十五条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決

める。

附 則

この規則は、一九六五年七月一日から施行する。

議案第 丁 号

大直味村議会定例会開催条例を廃止する条例制定について
大直味村議会定例会開催条例を廃止する条例を制定する。

1965年6月18日提出

大直味村議会議員

提出者	大	城	真	孝
賛成者	平	長	仲	善
"	宮	城	義	徳

大直味村議会定例会開催条例を廃止する条例
大直味村議会定例会開催条例（1958年大直味村条例第
9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

同 月 2 / 日 可 決

大直味村議会議員 大 嶺 福



議案第八号

大宜味村職員の給与に関する条例の一部改正について

大宜味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

一九二五年六月三十一日提出

大宜味村長 根路 錦安

記

大宜味
村長之印

大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村職員の給与に関する条例（一九二五年条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「給料月額に乘じて得た額とする」を「給料月額に乘じて得た額に五ドルを加えた額とする」に改める。

別表第一中「百十ドル」を「百三十ドル」「百八十五ドル」を「百ドル」「百八十九ドル」に改める。

別表第二中の各給料月額をそれぞれ「一割に二ドル二十八セント」を加えた額に改める。

附則

この条例は、一九二五年七月一日から施行する。



同 月五日 原案可決

大宜味村議会議長 大 嶺 福



元々額とするしに改める。

別表第一中「百十元」を「百三十元」に「八十五元」を「百元」に「八十元」を「九十元」に改める。

別表第二中の各格料月額をそれぞれ「一回に「ドル」二十八セント」を加え元額」に改める。

附 則

この条例は、一九二五年七月一日から施行する。

議案第九号

大宜味村報酬及費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部改正について
大宜味村報酬及費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を次のように改正する。

一九六五年六月三十一日現在

大宜味村長 根路 銘 安 易



記

大宜味村報酬及費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例
大宜味村報酬及費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例(一九五八年条例第十号)
の一部を次のように改正する。

別表中「十九ドル」を「二十六ドル」に「十六ドル」を「二十二ドル」に「十四ドル」

を「十九ドル」に改める。

附則

この条例は一九六五年七月一日から施行する。

同月十五日原案可決

大宜味村議會議長 大嶺 福



の一部を次のように改正する。

別表中「十九ドル」を「二十六ドル」に「十六ドル」を「二十ドル」に「十四ドル」を「十九ドル」に改める。

附則

この条例は一九五五年七月一日から施行する。

議案第 12 号

村税及び教育税の減免について

大宜味村税条例第22条の規定に基づき次の者の納付すべき1966年度分村税及び教育税を次のとおり減免する。

1965年9月13日 授意

大宜味村長 根路 錦一



記

納税義務者		減免する税額			
住所	氏名	村税	国民税	教育税	計
大宜味村 字押川180番地	仲地 本三	0.20	1.20	2.95	4.35

同日原案可決

大宜味村議会議長 大 嶺 簡



議案第 13 号

1966年度大宜味村歳入歳出追加修正予算議定

について

1966年度大宜味村歳入歳出追加修正予算(第1回)の議定を求めます。

1965年9月13日提出

大宜味村長 梶野 敏安



同日原案可決

大宜味村議会議長 大嶺 福



科目	前月予算額	追加更正予算額	計	比較		金額		明細
				前月	増減	前月	増減	
款項目								
5 諸費	507	2071	2578		2071	9 基金	1095	詳細は別紙参照 由25X130及33台各975- その他追加分由1000- 計由1095
1 研修費	130	210	340		210	4 旅費	200	本社出張旅費航空 旅費
2 退職年金	1	1808	1809		1808	32 負担金	10	北野建設会費
5 自動車損害賠償保険料	0	53	53		53	7 退職金	1808	退職職員退職金 3人分
3 消防費	1000	48	1048		48	33 保険料	53	5770770/台時
2 自動車損害賠償保険料	65	48	113		48			
	0	48	48		48			

R.3

科 款 项 目	前 予 算 額	追加 予 算 額	計	比 較		各 目		明 細
				増	減	部	金額	
4								
2	11,566	8,201	19,767	8,201		33 保険料	48	24x20=48-
2	2	2,500	2,502	2,500		24		
2	1	2,500	2,501	2,500		24 工事積戻金	2,500	屋棟水工事費
4	0	5,701	5,701	5,701				
1	0	5,701	5,701	5,701		21 燃料副材料		
						24 工事積戻金	5,700	町嘉恵同業水廻工 季費
5								
6	6,891	1,533	7,044	1,533				
	587	1,533	740	1,533				
2	480	53	533	53		8 租候費		敬老會金/人分270 費

科 款 目	前 予 算 額	通 加 算 額	計	比 較		各 科 目 類 別	附 記
				増	減		
3 災害扶助費	0	100	100	100		50	米 壽 希 へ の 初 金 出 成 金 5.5 x 9 = 49.50
7 農業経済費	61.191	894	62.085	894		100	火 災 損 災 見 舞 金 (打 押) 仲 地 本 三
3 農業奨励費	4.899	638	5.525	638			
1 ハイン種菌改良	1	110	111	110		110	信 託 種 菌 購 入 10,000本 x 0.002 = 20.00 65 分 買 取 ハ イ ン 種 菌 購 入 運 搬 費 補 助 金 90.00 計 各 110.00
7 甘蔗苗圃設置費	1	528	529	528		528	香 南 圃 50 分 48.00 中 河 南 圃 50 分 48.00 計 各 528.00
4 樹苗圃経営費	814	256	1070	256		528	
1 樹苗圃経営費	812	256	1068	256			

P. 5

科目	前回予算額	追加更正予算額	計	比		較	各		明細
				増	減		節	金額	
9									
1	946	18	964	18			9	176	于10"面木 4022X550 ^m 2 = 8176-
	219	18	237	18			11	80	于10"面木 40.10X800本 = 880-
4	31	18	49	18					
2	721	0	721				13	18	北都森取取取取取 費43X66 = 818-
2	113	3	116	3					
3	382	0	382				4	3	追加
11	8510	127	8637	127			9	349	自正減4500
1	489	53	540	53				347	自正減4500

Р 6

科目	项目	前年度(予算)	追加更正	計	上		較	各		明	細
					増	減		節	全		
1	滞納処分費	20	43	71							
2	徴稅費	459	10	469	10						
7	過年度支立	1	52	53	52						
		1	52	53	52						
8	取組金	1,545	22	1,567	22						
		0	10	10	10						
28	茶會者金										
29	身体障害者入不 一ツ大金池建設 取組金	0	12	12	12						

科目	前明(の)予算額	追加更正	計	比較		各部門	明細
				増	減		
款項目	予算額	予算額	計	増	減	全部	
歳出合計	128,893	13,070	141,963	13,070			

歳入歳出差引残金なし

1965年9月13日提出

大宜味村長 相澤金名



原簿

同日可決



大宜味村議会議長 大嶺福

元禄五年九月十四日

提出者大宜味村議會議員前田貞次郎

賛成者大宜味村議會議員宮城新栄

大宜味村議會議長

大領福一殿

議案提出に付

老令年金制度早期制定に関する決議
案を所定の賛成を得て別紙のとおり
提出いたします



決議案の字

老令年金制度早期制定に関する要請(幸)

人間の平均寿命は着しく伸長し、これに伴って老令人口は年々増加の一途を辿っている。反面戦後における家族制度の變せんや私的扶養の後退その他就労構造の變化と技術の発達による老令者の就労の困難性等社会経済の變動は老人の生活を一層不安定なものにしてゐる。現に老人の中には所得がないため、自らの力では最低限度の生活さえ維持できない者も多く、沖縄の老人は本土の老人に比し希望少なく不安な毎日を送っている。

このようなことから、老人問題は一大社会問題として社会の連帯責任による老後の保障と、その補社対策を早急に確立すべきものと痛感する。

以上の考えから、琉球政府においても、社会保障制度の基本ともいふべき老令年金制度を早急に制定されるよう要請します。

1965年9月14日

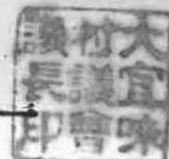
大宜味村議会

立法院議長
行政主席

廣文

同日原案可決

大宜味村議会議長 大嶺 福



一九六五年九月十四日

提出者 大宜味村議案 大城真秀

賛成者

平良仲善

〃

平良松三

〃

宮城福平

〃

山根光明

〃

北稻福幸

〃

北嘉右林

〃

金風豊治

〃

上地千英

〃

宮城長雄

〃

崎山喜永

〃

宮城新栄

〃

宮城義徳

〃

前田貞次郎

〃

山根光明

大宜味村議案 大城真秀 一紙

議案提出 〇〇〇

次期主席公選要部決議案を別紙
として提出し可也。



決議第4号

主席公選要請決議(案)

行政主席の公選は、全住民の強い要求がかかわらず未だに高等弁務官による任命となっている。

これは、住民の意志を重視しない一方的な制度であり、民主主義を標榜する現制度下の一大矛盾である。

現任命制度が如何に住民の不満をかつているかは、去る立法院における指名議会の混乱が如実にこれを証明している。

去る立法院議員総選挙後に行われる主席更迭の際し、公選が行われることより従来の方がとらぬ場合は、去る指名議会を凌ぐ住民の反対を受け、想像し得ざる悪事態を招くものと思われる。

よって、琉球政府立法院、行政府は、全住民とともに大同団結して是非公選を行わしめるよう配慮を要請します。

1965年9月14日

大宜味村議会

琉球政府

立法院議長

行政主席 殿

同日原案可決

大宜味村議会議長 大嶺 福



議案第 14 号

1966年度大宜味村歳入歳出追加更正予算議案について
1966年度大宜味村歳入歳出追加更正予算の議定を求めます。

1965年10月19日提出

大宜味村長 根路 錦安



同日原案可決

大宜味村議会議長 大嶺 福



減入 1966年度大直味村減入歳本追加更正予算(基本回)

科	款	項目	前回の 予算額	追加正 予算額	計	比較		科目別	
						増	減	部	類
9	又	繰入金 退職積立金	1	863	864	863			
		繰入金 退職積立金		863	863	863			
		繰入金 退職積立金		863	863	863			
10		繰越金	9422	594	10016	594			
		前繰越金	9422	594	10016	594			
		前繰越金	9422	594	10016	594			
		減入合計	94963	1457	146420	1457			

截至

科 目	同 目	前同予算額 予算額	追加更正 予算額	計	比 較		各 目 別	
					増	減	部	金額
2	1	34,506	1,003	35,509	1.003			
	役所費							
	1	29,309	1,40	29,449	1.40			
	2	2,871	1,40	3,011	1.40			
	4							9 候 金 100 臨時備入金
								19 予教科 20 写要記録引伸予教科
								25 備加費 20 琉球新聞紙代
								卷2x10冊=2000-
5	5	2,578	863	3,441	863			
	2	1,809	863	2,672	863			
	2							7 退股金 863 退股手追加金
5	5	7,044	293	7,337	293			
	社会及 船務費							
	10	1,800	293	2,093	293			
	10	420	293	713	293			32 補助金 293 柳川公民館建設 補助金

科 款	項 目	前 同 心		計	比 較		各 目		附 註
		予 算 額	實 績		增 減	部 額	全 額		
1	1 各 費 全 費	150	10	160	10	減	報 酬	10	附 註
	2 施 費	116	5	121	5	增	旅 費	5	追加出10-
	4 需 要 費	76	15	61	15	減	指 料 材 料	0	追加出5-
8	端 支 本 金	8,637	25	8,662	25	增			更正減出5-
	原 担 金	1,367	25	1,392	25	增			
裁 出 合 計		14,196.3	1,457	14,653.3	25	增	原 担 金	25	

裁入歳出引残金分心

1965年10月19日提出

大直味村長 根路銘安印

同日原案可決

大直味村議會議長 大 齋 福



一九六五年十月十九日

提出者 大宜味村議會議員

山本光助 (印)

提出者 大宜味村議會議員

前田貞次郎 (印)

佐藤長健 (印)

上地安孝 (印)

大宜味村議會議長

大嶺橋一敬

本所公選事務決議に付

重要決議案を別紙の通り提出
敬請可決

同日原案可決

大宜味村議會議長

大嶺橋



主席公選要請決議

行政主席の公選は、民主主義の基調であり、かつ、沖縄在住民の一致した強い要求がかかわらず、その自由が奪われ、高等弁務官の任命となっている。

これは、住民意志を無視した非^主民的な制度であり、民主主義を標榜する現制度下の一大矛盾である。

現任命制度が、如何に住民の反感を受けているかは、去る立法院における指名議会の混乱が如実にこれを証明している。

去る11月の立法院議員総選挙後に行われる主席更迭に際し、公選が行われることなく、従来の方がとられた場合は、去る指名議会を凌ぐ住民の一大反感を受け、収拾のつかない最悪事態の発生が予想され憂慮するものである。

よって、日米両国政府は、沖縄住民の強い要求に留意し、次期主席の公選が実現するよう配慮を要請するものである。

1965年10月19日

花光 内閣総理大臣
泉 参議院議長
高井 弁務官

大宜味村議会
同日厚意可決



議案第15号

専決処分事項の承認について

政府補助事業による農道新設工事施行に伴う予算処置について
議会を招集する暇がなかつたので、市町村自治法第114条第1
項の規定により、別紙1966年度大宜味村歳入歳出追加更正予
算(第3回)は専決処分したので、同条第2項の規定により議
会の承認を求めます。

1965年12月27日提出

大宜味村長 根崎 銘安



同日可決

大宜味村議会議長 大嶺 福一



1966年度大宜味村減入歳入追加更正予算(第3回) 減入

科 目	款 目	前 期 予 算 額	追 加 更 正 予 算 額	計	比 較		各 目 明 細	
					増	減	評 価	金 額
	政府支本金	56,733	2,570	59,303	2,570			
	政府補助金	56,732	2,570	59,302	2,570			
	20年度施設費 補助金	31,568	2,570	34,138	2,570			改定協同会 田舎電線 工事 大工 延べ 延べ 延べ
	減入合計	143,420	2,570	145,990	2,570			

歳出

科 目	前年度の 予算額	追加更正 予算額	計	比較		各目明細	
				増	減	金額	附記
農業経済費	62,221	2,570	64,791	2,570			
農業施設費	39,468	2,570	42,038	2,570			
農道橋梁新 設改修費	39,461	2,570	42,031	2,570			前年度繰越事業費等償還費 用未付増進 2,570 KI又増進 1,000-
歳出合計	141,150	2,570	143,720	2,570			

歳入歳出差引残金台

1965年11月10日専決処分

天直味村号 根路銘安 易

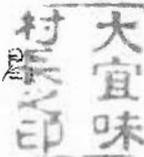
天直味
村長印

議案第16号

1965年度大宜味村歳入歳出決算認定について
1965年度大宜味村歳入歳出決算の認定を求めます。

1965年12月27日提出

大宜味村長 根路 鋭 安 昌



同 月 28 日 可 決

大宜味村議会議長 大 嶺 福 一



1965年度

歳入歳出決算書

大宜味村

1965年度

大宜味村一般会計歳入歳出決算書について

1965年度大宜味村一般会計歳入歳出決算書は証票書類帳簿と照合し審査した結果の収支と認む

1965年2月6日

大宜味村監査委員 平 良 藏 賢

大宜味村監査委員 宮 城 義 徳

大宜味村長 根 隆 銘 安 昌 殿

1965年度

大宜味村一般会計歳入歳出決算書の提出について

1965年度大宜味村一般会計歳入歳出決算書別紙の通りでありますから市町村自治法第百七十四条第一項の規定に基づき証拠書類添付の上提出します

1965年9月20日

大宜味村収入役 平 良 繁

大宜味村長 根 路 銘 安 昌 殿

1965年度決算

歳入総額 ¥109,771,431

歳出総額 ¥94,221,755

市町村交付税
46.4%

¥50,865,000

村税
6.1%

¥7,201,066

便利料及手数料
3.4%

¥3,756,119

政府支出金
33.2%

¥36,451,991

公営企業収益

1.2%

¥1,332,900

課税金
6.5%

¥7,155,811

寄附金
1.5%

¥1,693,225

歳入金
0.4%

¥424,000

雑収入
0.8%

¥84,131

産業経済費
38.8%

¥36,500,000

諸支出金
7.8%

¥7,335,988

議会費
4.4%

¥4,103,466

社会及労働施設費
14.8%

¥13,930,559

役所費
3.1%

¥29,318,344

保健衛生費
0.2%

¥152,886

土木費
0.9%

¥882,499

消防費
1.1%

¥1,069,777

財産費
0.6%

¥56,220

雑費
0.3%

¥299,071

各款別決算額表 1965年度分

款別	予算現額	調定額	歳入済額	納損額	収入済額	予算現額に對し増減額		収入済額に對し増減率		項數
						△	△	△	△	
1 村 稅	6781.00	10712.00	7201.06	186.28	2874.16	4270.26	106.2	66.9	6.6	1
2 市町村交付稅	50865.00	50865.00	50865.00				100	100	46.4	1
3 公益企業及職權	1321.00	1740.38	1332.00		407.48	11.90	110.9	71.6	1.2	1
4 外担金及員担金	2.00					△ 2.00				1
5 夫役現品	2.00					△ 2.00				2
6 使用材料及手数料	5082.00	3792.19	3792.19		36.00	△ 1322.581	73.7	79.1	3.4	2
7 政府支出金	46394.00	36451.91	36451.91			△ 9922.09	78.6	100	33.2	3
8 寄附金	4459.00	1193.25	1193.25			△ 2765.75	38.0	100	1.5	4
9 繰入金	415.00	474.00	474.00			△ 1.00	99.8	100	0.4	4
10 繰越金	7155.00	7155.81	7255.81				100	100	6.5	4
11 雜収入	487.00	841.31	841.31			354.31	172.8	100	6.8	5
12 村債	1.00					△ 1.00				5
歳入合計	123,004.00	113,775.84	109,711.93	826.28	3,317.64	93,232.57	89.2	96.1	100	

款別	算額		出		部		出		頁數	
	予算額	予支	備出	賞額	予算現額	支出済額	不用額	算現額 対行額%		算現額 対行額%
1 議會	4,539.00		3.10		4,542.18	4,103.46	439.72	90.3	4.4	7
2 役所	30,835.00		19	15	30,854.15	29,318.34	1,535.81	95.0	31.1	8
3 消防	1,118.00		23	27	1,141.87	1,069.77	72.10	93.7	1.1	10
4 土木	1,735.00				1,735.00	882.49	852.51	50.9	0.9	11
5 社会及労働施設	14,814.00		6	88	14,820.88	13,930.59	890.29	94.0	14.8	12
6 保健衛生費	2,13.00				2,13.00	152.86	110.14	58.1	0.2	14
7 産業経済費	5,390.70				5,390.70	36,588.99	17,324.01	619	38.8	16
8 財産管理費	713.00				713.00	546.70	206.80	72.5	0.6	21
9 公債	340.00				340.00	299.07	40.93	88.0	0.3	21
10 諸支	108.00				108.00		108.00			22
11 予備	7,767.00		1	13	7,768.13	7,335.98	432.15	94.4	7.8	22
12 合計	6,825.00		54	71	7,770.29		6,770.29			25
算出合計	123,004.00				123,004.00	94,221.71	28,782.25	71.6	100	

歲出部

款別	予算額		予算後增加額 前年度比 增加率	流用 増減額	予現	算額	支済額	出費 繰越額	不用額	歳出		頁数
	算額	予算額								算理額 %	%	
1 議會費	4,424	115	367		4,542.68	4,103.46			409.22	90.3	4.4	7
2 役所費	28,510	2,325	19.15		30,835.15	29,387.4			1,547.75	95.0	31.1	8
3 消防費	959	189	23.87		1,141.81	1,069.99			71.82	93.7	1.1	10
4 土木費	939	791			1,935.00	2,224.9			884.91	50.9	0.9	11
5 社會及労働施設費	3,784	11,030	607		14,220.75	13,930.99			890.76	94.0	14.8	12
6 保健衛生費	144	119			263.00	152.76			110.24	58.1	0.2	14
7 産業經濟費	94,959	41,052			53,907.00	36,582.99			17,324.01	67.9	37.7	16
8 財產費	501	252			753.00	566.70			286.30	73.5	0.6	21
9 選學費	353	13			366.00	299.09			40.91	88.0	0.3	21
10 公債費	108				108.00				108.00			22
11 諸支金	748	309	113		7,768.13	7,335.95			432.18	94.4	7.8	22
12 予備費	349	647.6	54.71		6,770.29				6,770.29			25
歳出合計	142,488	19,484			123,004.00	94,227.95			28,976.05	76.6	100	

各節の科目別総額に対する割合

科目 節の名称	議会費	役所費	消防費	土木費	社会及労働施設費	保健衛生費	産業費	経済費	財産費	選挙費	公債費	諸支出金	計	総額対比%
報酬	2,604.00	316.00	380.00				12.00			96.00			3,468.00	3.7
支給料		1,540.00											1,540.00	1.6
旅費	838.39	2,350.60					132,378						1,809.85	1.9
職員手当	11.70	4,450.60					384,830			72,720		136.00	3,741,940	4.1
災害補償費														
恩給及退職金		474.00											474.00	0.5
報償費		120.00			76.71							317.54	514.25	0.5
員金		1,079.34	8.00	22.00	3,355.60	600	11,397.15			99.65		48.00	9,715,334	9.8
交際費	74.00	870.71											764.71	0.8
消耗品費		586.20	24.00		55.80	2.59	1,467.75			49.50		120.00	2,251,880	2.4
燃料費		240.58	28.31				785.81						1,088.36	1.1
食糧費	176.70	3,539.00	90.66	20.00	3.92	121.42	120.31			9.75		46.25	9,229.40	1.0
印刷製本費	7.00	3,639.30			18.22	19.95				10.00		15.00	4,291.00	0.5
光熱費		1,885											1,885	
通信運搬費	148.70	1,110.70										15.69	1,416.30	0.7
広告費	88.00	130.00			15.50								233.50	0.2
手数料		274.00	1.60										279.00	
借料損料	49.90	8.94			4.00	3.00	123.75						189.79	0.2
筆新録記料				350.00			410.00						760.00	0.8
委託料							569.00					5,174.00	6,263.00	6.7
修繕費		2,178.00	168.00		45.90		171.53						5,679.00	6.6
工事費							22,056.00						22,056.00	23.4
備品費	2.50	842.46	1,674.00	129.00	2,211.15		488.35						1,834.78	1.9
原材料費		8.45			440.78								448.73	0.5
買上金							1,073.12						1,073.12	1.1
施設費														
借入金														
利息及割引料														
補償金				1,624.00									1,624.00	0.2
戻入金	236.20	381.70	64.96		9,227.00		2,741.35			6.00		900.00	13,177.21	14.5
保険料		83.90	48.00		17.70								149.60	0.2
投資及出資金								46.20					46.20	0.1
積立金								500.00					500.00	0.5
繰替金														
扶助					426.00								426.00	0.5
計	4,103.46	27,318.34	10,179.71	882.49	13,930.69	152.86	36,582.99	546.20	299.07	0	0	7,335.98	94,227.75	100

入

200 / 附記

款項	目	予算現額		調整		収入	不納	収入	予算現額	節		附記
		予算額	変更額	計	前年度					種別	増減	
村税		6,781		6,781	6,783.56	10,712.00	6,862.77	7,301.06	420.06			
普通税		6,781		6,781	6,988.00	10,762.00	6,862.77	7,211.06	420.06	現金交付 繰越金	5,614	6,781.82
	1. 村民税	2,020		2,020	924.11	846.10	2,973.37	1,882.26	1,377.94	現金交付 繰越金	1,530	1,863.65
	2. 固定資産税	4,450		4,453	2,159.15	7,436.61	3,611.15	5,021.49	599.07	現金交付 繰越金	3,893	4,010.29
	3. 事業税	287		287	1,619.28	383.78	283.6	2,152.0	718.0	現金交付 繰越金	187	215.20
	4. 不動産取得税	17		17	22.32	95.45	23.2	72.73	55.13	現金交付 繰越金	16	72.13
	5. 特別所得税	1		1								
	6. 自転車税	1		1								
	7. 牛馬車税	1		1								
	8. 畜犬税	1		1								
市町村交付税		42,500	8365	50,865		50,865.00		50,865.00				
市町村交付税		42,500	8365	50,865		50,865.00		50,865.00				
普通交付税		37,500	4,587	42,087		42,087.00		42,087.00				
特別交付税		5,000	3,778	8,778		8,778.00		8,778.00				
国庫交付税		526	795	1,321	337.13	1,740.38	407.48	1,332.90	11.90			
国庫交付税		526	795	1,321	337.13	1,740.38	407.48	1,332.90	11.90			
財産収入		526		526	337.13	909.62	407.48	502.14	23.86	現金交付 繰越金	265	288.00
財産収入		526		526	337.13	909.62	407.48	502.14	23.86	繰越金	265	288.00
分相金		2		2		230.76		230.76	35.76			
分相金		2		2		230.76		230.76	35.76			
分相金		1		1								
分相金		1		1								

載入

102

款項	目	予算現額		調定額		收入 濟額	不納 欠額	收入 未濟額	予算現額 増減	節		附記
		當 予算	追加 予算	計	前 年度					計	種別	
2	員担金	1		1					△	1		
⑤	夫役現品	1		1					△	1		
1	夫役現品	2		2					△	2		
2	夫役現品	2		2					△	2		
1	現品	1		1					△	1		
2	現品	1		1					△	1		
⑥	便手 及 手 數 料	5,082		5,082	3,992.19	3,992.19		26	△	1,322.81		
1	屠場便用料	215		215	265.60	265.60				50.60		
2	屠場便用料	215		215	265.60	265.60				50.60		
2	營造物 便用料	99		99	99.96	99.96				0.96		
1	營造物便用料	99		99	99.96	99.96				0.96		保價所 借家料
3	重機便用料	3,500		3,500	2,230.47	2,194.47		26	△	130.53		
1	重機便用料	3,500		3,500	2,230.47	2,194.47		26	△	130.53		
4	手數料	1,268		1,268	1,196.16	1,196.16				71.84		
1	籍 證明手數料	901		901	710.41	710.41				190.59		
2	諸 證明 手數料	274		274	337.80	337.80				63.80		
3	因 于 手 數 料	1		1	3.15	3.15				2.15		
4	督 保 于 手 數 料	10		10	13.70	13.70				3.70		
5	良 登 部 手 數 料	80		80	107.10	107.10				27.10		
6	箱 發 款 手 數 料	1		1	0.70	0.70				0.30		
7	項 出 付 自 認 手 數 料	1		1	23.30	23.30				22.30		

歲入

163

款項	目	預算現額		調		定額		收入 清額	不納 欠費額	收入 未清額	預算現額 增減	節		附記
		當 算額	初 算額	前 年以前 繰越金	現年度	計	種別					預算現額	收入清額	
政府支出金		70,919	24,545	46,374		36,451.91	36,451.91	36,451.91			9,922.09			
政府補助金		70,918	30,442	40,476		30,554.91	30,554.91	30,554.91			9,927.09			
	1 統計取 置補助金	588		588		580.00	580.00	580.00			12.00			
	2 支援 補助金	1		1							1.00			
	3 林業 補助金	390		390		2,632.00	2,632.00	2,632.00			12,670.00			
	4 米穀 技術員 補助金	335		335		325.05	325.05	325.05			9.95			
	5 市町村 土木 補助金	1		1							1.00			
	6 樹苗 生産 補助金	700		700		2,420.00	2,420.00	2,420.00			4,180.00			
	7 村有 地草 林補助 金	2,995		2,995		3,692.00	3,692.00	3,692.00			6,970.00			
	8 公有 地草 林補助 金	1,070		1,070							1,070.00			
	9 児童 遊藝 補助金	80		80		3,030.00	3,030.00	3,030.00			2,230.00			
	10 苗木 寄託 補助金	1		1							1.00			
	11 甘蔗 苗圃 補助金	1	240	241		240.00	240.00	240.00			1.00			
	12 林産 物販 出補助 金	1		1							1.00			
	13 肥料 対策 補助金	1	35	36		34.35	34.35	34.35			1.65			
	14 水産 施設 補助金	1		1							1.00			
	15 失業 対策 補助金	1	3,153	3,154		3,128.00	3,128.00	3,128.00			5,261.00			
	16 福祉 基金 補助金	1		1		28.49	28.49	28.49			27.49			
	17 農林 関係 補助金	1		1							1.00			
	18 環境 整備 補助金	200	80	120		120.00	120.00	120.00			-			
	19 選挙 事務 委託 補助金	143		143		133.04	133.04	133.04			9.96			

歲入

款項	目	預算現額		調定額		收入總額	不納 欠損額	收入 未清額	預算額 增加 減少	第 種別	第 預算現額 收入總額	附 記	
		當 算額	初 算額	前 年度以前 繰越金	現 年度								計
民政補助金	20 農業施設 補助金	46851	35003	11848	51720	51720		51720	△	66260			
	21 農地防犯 林補助金	1	488	489	45600	45600		45600	△	3300			
	22 甘蔗園圃 施設補助金	1	9	10	900	900		900	△	1			
	23 干害対策 補助金	1								△	1		
	24 稻補助 金	560		560	39000	39000		39000	△	17000			
寄附金	25 消防六 手補助金	75		75					△	7500			
	26 1944年度 農業施設補助 金	16938		16938	1522200	1522200		1522200	△	171600			
	27 固定資産 (土地)譲渡補助 金	216		216	21600	21600		21600	△	1			
	民政補助金	1	5897	5898	589700	589700		589700	△	1			
	寄附金	1	5897	5898	589700	589700		589700	△	1			
繰入金	1 政府補助金	13687	9228	4459	169325	169325		169325	△	276575			
	2 一般寄附金	13687	9228	4459	169325	169325		169325	△	276575			
	3 王木費 寄附金	1	444	445	3125	3125		3125	△	3025			
	4 繰入金	1	444	445	166200	166200		166200	△	27860			
	5 賦課金	1	444	445	47400	47400		47400	△	1			
繰越金	1 繰越金	2100	4655	7155	715581	715581		715581	△	081			
	2 繰越金	2100	4655	7155	715581	715581		715581	△	081			
	3 繰越金	2100	4655	7155	715581	715581		715581	△	081			
	4 繰越金	2100	4655	7155	715581	715581		715581	△	081			
	5 繰越金	2100	4655	7155	715581	715581		715581	△	081			

歳入

10.5

款項	目	予算現額		調整		収入 済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額 増減	節	
		当 予算額	追加 予算額	前年度 繰越金	現年度					種別	予算現額
雑収入	前年度繰越金	2,500	4,655	7,155	7,155	7,155			0		
	前年度繰越金	487		487	841	841			354		
寄附金 反報償金	寄附金	1		1					△		
	反報償金	1		1					△		
物品売取代金	物品売取代金	370		370	571	571			201		
	不用品売取代金	60		60	25	25			△		
	樹木売取代金	70		70	36	36			△		
	立木売取代金	240		240	510	510			270		
繰替金収入	行路旅人同死 亡人取扱費補助 之費取戻金	51		51					△		
	之費取戻金	1		1					△		
	繰替金収入	50		50					△		
雑入	村預金利息	65		65	269	269			204		
	過年度収入	60		60	164	164			△		
	過滞金	1		1					△		
	過料	1		1					△		
雑収入	契約違約金	1		1					△		
	雑収入	1		1	105	105			104		
打債									△		
村債									△		
村債									△		

減入

No. 6

款項	目	予算現額		調定額		收入 赤字額	不納 欠損額	收入 未納額	予算現額		附記
		當 算額	追加 算額	前 年度 繰 越	現 年度				計	計	
減入											
合計		142,488	19,484	173,004	4,110,19	109,665.6	109,771.83	109,771.66	13,232.57		

No. 7

款項	目	予算額		預備費 前年度 繰越額	流用 増減額	予現額	支出現額	繰越 繰越金	不用額	部		附記	
		當算額	追加算額							種別	予算額		支出清額
① 議會費	村議會費	4,424	115	388		4,542.68	4,103.64		439.22				
		4,424	115	366		4,542.68	4,103.64		439.22				
		2,604				2,604.00	2,604.00				報酬	2,604.00	2,604.00
		914				914.00	691.20			222.80	旅費	914.00	691.20
		12				12.00	11.70			0.30	職員手当	12.00	11.70
④ 需要費		206	77	348		282.48	207.37		79.11				
											消耗品費	5.00	-
											燃料費	1.00	-
											食糧費	100.00	95.00
											印刷製本費	7.00	7.00
											光熱費	1.00	-
											通信運搬費	26.47	14.87
											広告料	100.00	88.00
											備料費	30.00	-
											筆料費	10.00	-
⑤ 研修費		390											
											旅費	222.00	148.39
											報償費	1.00	-
											食糧費	96.00	81.70
											信料費	70.00	49.90
⑥ 交際費		100				100	74.00		26.00				
											交際費	100.00	74.00

109

歲出

款項	科目	算額			前年度 結餘	本年度 增加額	流用 增減額	予現	算額	支出 額	結餘	可用額	部		附記
		算額	初算額	追加算額									種別	予算現額	
2 遊藝委員費	5 支	實際費	600	100	700			700.00	690.71			700.00	690.71		
			130		130			130.00	48.98				64.00	8.00	
3 固定資產 評價費	1 遊藝委員費		130		130			130.00	48.98			36.00	28.90		
			2,574	6	2,580			2,580.00	2,063.69				372.00	388.00	
4 管 轄費	2 研	固定資產 評價費	2,574		2,574			2,574.00	2,063.69			20.00	18.90		
			70	10	80			80.00	22.80				1.00	—	
		修費	70	10	80			80.00	22.80			5.00	5.00		
		修費	70	10	80			80.00	22.80			35.00	12.00		
		修費	70	10	80			80.00	22.80			15.00	2.25		

歲出

No. 10

款項	目	予算額			前年度 繼續 起	節			附記										
		算額	追加算額	計										種別	予算現額	支出總額			
5 請負	1 研修費	447	836	1,223										26 原材料費	30.00	8.45			
		124	200	324										4 旅費	201.00	192.70			
															8 報償費	10.00	-		
															11 消耗品費	33.00	31.00		
															13 食糧費	20.00	-		
2 退職給付金	2 退職金	1	474	475										32 退職金交付金	60.00	58.00			
		256	15	271										7 退車手金	475.00	474.00			
															22 買取金交付金	271.00	263.72		
		66	60	126											11 消耗品費	32.00	19.80		
															13 食糧費	34.00	20.00		
3 消費費	5 自働機費 賠償品費		87	87										32 買取金交付金	60.00	60.00			
		959	159	1,118										53 保險料	87.00	83.90			
		875	111	986															
1 報酬	1 報酬	384		384															
2 旅費	2 旅費	80	20	100															
3 需要費	3 需要費	411	91	502															

歲出

1012

款項	科目	予算		額計	前年度 繰越額	繰越 額	流用 額	予現	算額	支濟	出 額	繰越 額	不用額	節		附記
		予算 額	追加 算額											種別	予算現額	
河川費	橋梁維持 修繕費	2		2				2	2				2	負 金	1	
	護岸新設 改良費	2		2				2	2				2	車 材費	1	
	工事 排水費	1		1				1	1				1	工 車費 工 車費	1	
需要費		176		176				176	176	149,03			26,97	旅 費	1	
	需要費	176		176				176	176	149,03			26,97	旅 費 消耗品費	1	
社会及 労働施設費		3,274	11,030	14,814			688	14,870,88	14,870,88	13,930,59			89,29	食糧費	30	2,003
	児童福祉費	2,053		2,053				2,053	2,053	2,052			1	通信運搬費	1	
補助金	児童福祉費 児童福祉費	2,052		2,052				2,052	2,052	2,052				32 貸付金	2,052	2,052
	児童福祉費 児童福祉費	1		1				1	1					32 貸付金	1	
補助金	青年会 補助金	1,085	6,150	7,235				7,235	7,235	7,235				32 貸付金	1,65	1,65
	青年会 補助金	125	40	165				165	165	165				32 貸付金	130	130
	青年会 補助金	130		130				130	130	130				32 貸付金	35	35
	青年会 補助金	35		35				35	35	35				32 貸付金	253	253
	青年会 補助金	140	113	253				253	253	253				32 貸付金	165	165

歲出

教項	目	算額		前年度 繼續款	前年度 總款	流用	予算額	支出 額	繼續長 款	不用額	節		附記	
		當平 初額	追加算額 計								種別	計算現額 支出清額		
3 勞働費	5 特別補助金 6 村費基金 7 補助金 8 協會補助金 9 村費基金 10 補助金 11 高橋水道 12 救災補助金	2.5	1.00	1.25			1.25	1.25		-	價租金 500	1.25	1.25	
		5.00		5.00			5.00	5.00		-		5.00	5.00	
		1.00		1.00			1.00	1.00		-		1.00	1.00	
		3.0		3.0			3.0	3.0		-		3.0	3.0	
		5.897		5.897			5.897	5.897		-		5.897	5.897	
		8	4.675	4.693			4.693	3.92454		788.46				
		8	4.665	4.673			4.673	3.92682						
4 干害対策費	2 防犯者 3 補償除料		2.0	2.0			2.0	1.992		2.28	保除料	2.0	1.992	
		2		2			2			2.00				
		2		2			2			2.00	取手当	1		
												費	1	
5 救助費	6 災害救助費	5.0		5.0			5.0		5.000					
		5.0		5.0			5.0		5.000					
6 社会事業費		4.80	1.61	6.41		6	6.47	6.0617		4.883				

7015

歲出

款項	目	予算		額計	流用	予理	算額	支濟額	出額	繼續支	不用款	部			附記			
		予算	追加更正									種別	予算	理數		支出		
2 保建費	需要費	41	119	160		160	14.58	18.42										
		1		1		1		1.00										
		2		1		1		1.00										
		3		1		1		1.00										
		4	38	119	157		157	14.58	15.42									
		5																
		6																
		7																
		8																
		9																
3 屬場費	需要費	93		93		93	11.28	81.72										
		90		90		90	11.28	80.72										

歲 出

款	項	目	算		額	計	前年度繼續支額	本年度增加額	流用	予理	算額	支濟	出額	統受	不用額	能			附記		
			算額	正額												種別	予理額	支出濟額			
② 產業經濟費	產業委員會費	行政費	1			1					1					1	手續費				
			94,859	41,052	53,907		53,907	36,829.99								12,240.1					
			3		3		3					3				300		報酬			
													3				300		茶費		
③ 產業獎勵費	產業委員會費	產業獎勵費	5			5					5				5.00		食糧費				
																		報債金			
																			報債金		
																			報債金		
③ 產業獎勵費	產業委員會費	產業獎勵費	3,887	1,401	5,288					5,288	4,165.05				1,122.84		食糧費				
			16	92	108		108	108.00										報債金			
			20		20		20	20.00										報債金			
			445		445		445	238.70								206.30		食糧費			

1017

款	項	目	算		用	現	額	流	後	前	統	不	餘		附	記
			平	額									平	額		
			181	181		181							150	150		
4	水產獎勵		181	181		181										
5	果樹改良		202	468	670	559.92							498	442.15	25部、流用	
6	指導講習		158	158		34.15							32	32	138.22	25部、流用
7	甘蔗園設置		2	434		434							70	70	18.35	11部、流用
8	病害預防費		1149	1149		1048.76							434	434	980	
9	百壽園建設		1	9		9							608	598.76		
10	青島對策		1713	1713		1192.12							40	40	138.22	
11	研修費			400		322.60							495	400	18.35	
4	樹苗圃經營費		1103	89	1192	1015.25							10	9	18.35	

1018

歲出

款	項	目	予算額		計	前年度 繰越額	前期繰越 支金額	流用 減額	予理	算額	支出 額	繰越 保額	不用額	節		附記			
			予算額	追加 予算額										別	予算現額		支済額		
5	調査費	樹苗費	795	89	886					886	803.25		82.75	金	713	683.30			
		樹苗新設	306		306					306	212			94	金	216	142.50		
		林有地 地調査費	136		136					136	20			139	金	10	-		
		生業 調査費	20		20					20	20			-	金	20	20		
		土壤 調査費	3		3					3				3	金	1	-		
		補助金	624	20	644					644	644.75			3.65	金	50	50		
		補助金	50		50					50	50					金	50	50	
		補助金	200		200					200	200					金	200	200	
		補助金	120		120					120	120					金	120	120	
		補助金	1		1					1	1					金	1	-	
6	補助金	農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
7	補助金	農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		
		農林 補助金	1		1				1	1					金	1	-		

歲出

款	項	目	預算額		預算	計	前年度 總額	前年度 增加額	流用	預算	等類	支出 總額	總統 號	不用額	部		附 記	
			當 年	初 算											支 出	平 算		支 出
7	觀光計畫費	農協會費 香會會費	250	250	250	250	250	0	0	250	250	250	32	0	250	250		
			146	146	146	146	146	146	0	0	146	146	146	32	0	146	146	
			73	73	73	73	73	73	0	0	73	73	73	1	0	73	73	
			23	23	23	23	23	23	0	0	23	23	23	13	0	23	23	
8	造林費	觀光計畫 香會會費	50	50	50	50	50	0	0	50	50	50	32	0	50	50		
			7022	7022	7022	7022	7022	7022	0	0	7022	7022	7022	32	0	7022	7022	
			5271	5271	5271	5271	5271	5271	0	0	5271	5271	5271	32	0	5271	5271	
			1170	1170	1170	1170	1170	1170	0	0	1170	1170	1170	32	0	1170	1170	
9	農業施設費	觀光計畫 香會會費	428	428	428	428	428	0	0	428	428	428	32	0	428	428		
			77515	77515	77515	77515	77515	77515	0	0	77515	77515	77515	32	0	77515	77515	
			61375	61375	61375	61375	61375	61375	0	0	61375	61375	61375	32	0	61375	61375	
			30465	30465	30465	30465	30465	30465	0	0	30465	30465	30465	32	0	30465	30465	

支出

款	項	目	算額			前年度繼續支額	本年度預算支額	流用	予理額	支濟額	出統額	不用款	節			附記		
			當算額	初額	追加更正額								計	種別	予理額		支濟額	附記
10 需要費		3 灌溉材料費	16,132	14,000	2,132	2,132	2,132		2,132			2,132	2,132	1	-			
			2												2,131	-		
			3												1	-		
			4												1	-		
			5												1	-		
			6												1	-		
			7												1	-		
			8												1	-		
			9												1	-		
			10												700	700	625	
11 干害対策費		4 旅費	55	42	97	97	97		97			939	939	1	-			
			5												16	1465		
			6												77	7291		
			7												1	-		
			8												1	-		
			9												1	-		
			10												1	-		
			11												1	-		
			12												1	-		
			13												1	-		
14 重積運費		1 種苗対策費	1		1	1	1		1			1	1		-			
			2												1	-		
			3												1	-		
			4												1	-		
			5												1	-		
			6												1	-		
			7												1	-		
			8												1	-		
			9												1	-		
			10												1	-		
15 給取費		1 給取費	4,419	56	4,475	4,475	4,475		4,475	2,820.63	1,654.37	1,654.37	1,654.37		-			
			2													-		
			3														-	
			4														-	
			5														-	
			6														-	
			7														-	
			8														-	
			9														-	
			10														-	
16 取費		1 給取費	1,320	12	1,332	1,332	1,332		1,332	1,332.86	8.15	8.15	8.15		-			
			2														-	
			3														-	
			4														-	
			5														-	
			6														-	
			7														-	
			8														-	
			9														-	
			10														-	

歲次

款項	目	算額		流用	于型	年額	支清	出額	總流類	不用額	部			附記
		予算	正額								種別	予算	現款	
3 旅	旅	69	69		69	69	3223	3223		3223	69	69	3223	
		2295	2295		2295	2295	973	973		1322	1045	100	785.07	
		562	562		562	562	2520	2520		1322	100	200	172.53	
		562	562		562	562	2520	2520		1322	100	200	172.53	
		753	753		753	753	54620	54620		20680	460	460	2520	
		253	253		253	253	4620	4620		20680	460	460	2520	
4 雜費	雜費	48	48		48	48				180	48	48	4620	
		205	205		205	205				205	33	45		
		500	500		500	500	500	500			500	500	500	
		500	500		500	500	500	500			500	500	500	
		340	340		340	340	29807	29807		6083				
		194	194		194	194	11203	11203		3197				
5 旅	旅	40	40		40	40	40	40				40	40	
		52	52		52	52	3968	3968		1252	52	52	3968	
		80	80		80	80	1230	1230		1730	8	8		
		80	80		80	80	1230	1230		1730	8	8		
		80	80		80	80	1230	1230		1730	8	8		
		80	80		80	80	1230	1230		1730	8	8		

歲出

款	項	目	予算額		計	額	前年度 執行額	本年度 執行額	後年度 執行額	流用	予型	算額	交済	出納 簿記	出納 簿記	不用額	部		附記	
			予算額	予算額													種別	下等		支消
		4 需要費	22	22	22	1875											9 賃	72	6280	
			22	22	22											225	11 消耗品費	1	-	
			22	22	22												13 倉庫費	10	975	
			22	22	22												14 印刷製本費	10	1010	
			22	22	22												24 燃料費	1	-	
			153	153	140	13104										896				
		1 本員分費	40	16	56	56											1 報	56	56	
		2 旅費	22	12	34	3324										076	4 旅費	34	3324	
		3 諸手当	78	35	43	3685										615	5 職手当	6	-	
		4 需要費	13	6	7	495											9 賃	37	3685	
			13	6	7												11 消耗品費	5	495	
			6	6	6	6											13 倉庫費	1	-	
			6	6	6	6											16 通信運搬費	1	-	
			6	6	6	6											32 負担金交付金	6	600	
			108	108	108	108.00										108.00				
			108	108	108	108.00										108.00				
			108	108	108	108.00										108.00				
		1 利子	7458	309	7767	2335.98		113								432.11	30 利子	108	-	
			477		477	440.48		0.69								37.21				
			28		28	25.69		0.69								300	4 旅費	1	-	

No. 25

支出

款項	目	序		流用	支	出	不	節		已
		單	單					種	別	
		額	額	增減	出	額	用	種	別	計
1	13 福利會	65			65		65	福利會		
	14 福利會	9			9					
	15 福利會	328	35		363	359.60	3.40			359.60
	16 福利會	28			28					28
	17 福利會	45			45		45			
	18 福利會	10			10					10
	19 福利會	16			16	15.43	0.57			15.43
	20 福利會	79			79	78.95	0.05			78.95
	21 福利會	146			146	145.81	0.19			145.81
	22 福利會	27			27		27			
	23 福利會	56			56	56				56
	24 福利會	10			10	4	6			4
	25 福利會	10			10					10
	26 福利會	12			12	12				12
	27 福利會	15	15		15	15				15
	28 福利會	40	40		40	40				40
9	雜支出	1			1		1			
10	雜支出	1			1		1			
	11 雜支出	117	117		117.44	117.44				117.44
	12 雜支出	117	117		117.44	117.44				117.44
	13 雜支出	349	6496	54.71	6770.29	6770.29	4770.29			117.44

議案第17号

大宜味村ポルトーガー管理及び使用条例の一部改正について
大宜味村ポルトーガー管理及び使用条例(1964年条例第5号)
の一部を別紙のとおり改正する。

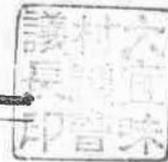
1965年12月27日提出

大宜味村長 根路銘安 局



同月28日原案可決

大宜味村議会議長 大嶺福



大宜味村フルト、サー管理及び使用条例の一部を改正する条例

大宜味村フルト、サー管理及び使用条例（一九六四年条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名を「大宜味村重量、機械類管理及び使用条例」に改める。

この条例中「フルト、サー」を「重量、機械類」に改める。

第六條第一項前各号並に勅中「左の通りとする」を「別表のとおりとする」に改め、新たに

次の別表を設け、各号を削る。

第九條中「作業終了後」及び「長、短」を削る。

様式第一号中「申請者住所」を「氏名」を削り、その次に「一重量、機械名」を、使用期間の

次に「使用場所」を、年月日の次に「住所」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

区	分	フルト、サー（一借期）	シヤ、木（一借期）
村内公共事業		三 年	三 年
山地開発、遊樂地改良		四 年五十日	四 年
営利を目的としぬとき		大 年	五 年

議案第18号

大宜味村報酬及費用弁償の額若くはその支給方法を定める条例
の一部改正について

大宜味村報酬及費用弁償の額若くはその支給方法を定める条例

の一部を別紙のよう改正する。

1965年12月27日提出

大宜味村長 根路 銈安局



同 月 30 日 原 案 可 決

大宜味村議会議長 大 嶺 福



大宜味村報酬及費用弁償ノ規程ニ其ノ支給方法を定メルニ係リテ其ノ一部を改正スルニ係リ
大宜味村報酬及費用弁償ノ規程ニ其ノ支給方法を定メルニ係リテ其ノ一部を改正スルニ係リ
都々次ノようニ改正スル。

應名ニシテ大宜味村報酬及費用弁償支給條例ニ改正スル。

第六條中「職務ヲ爲スルニ係リ」トシテ「職務ヲ爲スルニ係リ」トシテ「職會議會中ノ職員
ヲ費用弁償一日トシテ金ニ井トシ、其ノ他ノ者トシテは一井トスル」トシテ「日者は一井五
トスル」ニ改正スル。

別表を次のようニ改メル。

附則

この條例は一九六六年一月一日から施行す。

別表

区		分	
村議会議長	月額	二十六円	支給額
村議会副議長	月額	二十二円	
その他の議会議員	月額	十九円	
議会議員の中から選任される監査委員	月額	五円	
監査経験者の中から選任される監査委員	月額	十円	
専門委員	日額	二円	
選挙管理委員会委員	月額	五円	
選挙管理委員会その他委員	月額	三円	
選挙長	日額	一円	
投票分会長	日額	一円	
投票及び開票管理員	日額	一円	
選挙及び投票立会人	日額	一円	
選挙の実施に関する事務その他職員	月額	十二円	
固定資産課税員	月額	十円	

議案第14号

大宜味村職員の給与に関する条例の一部改正について
大宜味村職員の給与に関する条例(1958年条例第5号)の一部を
別紙のとおり改正する。

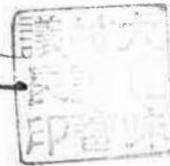
1965年12月27日提出

大宜味村長 根路銘安 署



同 月 日 原案可決

大宜味村議会議長 大嶺 福



大宜味村職員ノ給与ニ関スル条例ノ一部を改正スル条例

大宜味村職員ノ給与ニ関スル条例(一九五五年条例第五号)ノ一部を次のように改正スル

この条例中「超週勤務手当」を「特開外勤務手当」に「年末手当」を「期末手当」に「^白宿直踏料」を「宿日直手当」に改める。

第二条中「勤勉手当」を削る。

第十三条第三項中「百分の二百」を「百分の二百二十」に「百分の百以内」を「百分の百十以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、一九五五年十二月二十日から適用する。

議案第20号

財産取得について

本村産業発展に寄与するため、次の取得を取得し、この議決を求めます。

1965年12月27日提出

大宜味村長 梶野勉 署名



記

財産の種類数量	シヤホ	1	台
価	格	重	價
譲	受	先	琉球政府

同 月 30 日 可決

大宜味村議会 議長 大 嶺 福



議案第21号

1966年度大直味村歳入歳出追加更正予算議定K〇〇〇
1966年度大直味村歳入歳出追加更正予算の議定を求めます

1965年12月27日提出

大直味村長 根路鋭安昌



同 月 30 日 原案可決

大直味村議会議長

大 嶺 福



1966年度大宮味村歳入歳出追加更正予算(第4回)

歳入

科 款	目 項	前回打以 予算額 千円	追加更正 予算額 千円	計 千円	比 較		各 部 門		備 考
					増 千円	減 千円	部	額 千円	
②	市町村交付税	51,000	4,221	55,221	4,221				
	市町村交付税	51,000	4,221	55,221	4,221				
	普通交付税	46,000	4,221	50,221	4,221				
⑥	使用料手数料	4,587	780	5,367	780				
	使用料	3,765	780	4,545	780				
③	産機使用料	3,500	780	4,285	780				260期間X3千円=780-
	歳入合計	145,990	5,001	150,991	5,001				

10X 乙

科目	项目	前同予算	追加	止	計	比		名目		明細
						増	減	部	生類	
①	1	5,503	70	5,573	70					
	2	5,503	70	5,573	70					
	3	13	20	30	20					
	4	223	50	273	50			5	20	5元 研用外勤給平高追加
②	1	25,509	1035	26,544	26,544					
	2	29,449	60	29,509	60					
	3	3,011	60	3,071	60			8	60	個人部経費 60x1人=60.-
	4	130	118	248	118					
③	1	130	118	248	118			1	40	10x6月=60 減速直 5x6月=30-
	2	130	118	248	118			4	28	
	3	2,389	510	2,899	510					

科 款	司 項 目	前 期 の 予 算 額	退 加 正 予 算 額	計	較		表		明 細				
					場	成	額	類					
1	周 定 資 産 費 の 償 還	2,389	510	2,899	510	10	報 酬	60	評 価 費 10x6月=60-				
										4	210	報 償 費	費用 償還 費 14x15月=210-
4	244	344	244	244	債 権	75	不 合 格 大 工 賃						
								5	103	3544	103	原 材 料 費	169
5	93	93	73	退 社 給 戻 金 の 上 金	93	退 社 給 戻 金 1人x2分 21分x42分=692.80							
							6	10	10	10	米 等 補 償 費	10	米 等 補 償 費 100
1	544	20,311	544	土 木 費	1,767	土 木 費							
							1	54	11,572	54	道 路 橋 梁 費	1,518	道 路 橋 梁 費
1	54	1,069	54	道 路 橋 梁 費	1,015	道 路 橋 梁 費							
							1	24	24	24	原 材 料 費	24	原 材 料 費

科 款	目 目	前 予 算 額	追加 予 算 額	計	比 較		各 部	全 額	明 細	
					増	減			附	記
7	親光計画費	97	90	187	90					ホール費/27 = 22- 三角ス-ル費/1 = 23- 親光計画費25x1 = 25 70 = 27 - 25 = 24 計 249.50
	親光計画委員会費	73	90	163	90					25x6 = 150 6x6 = 36 計 186
8	機械運賃費	6,519	906	7,425	906					
	諸子当	658	36	694	36					年子当 $\frac{20}{100} + 5 \times 2 = 10.2$ = 35.60
4	需要費	4,246	870	5,116	870					
										月額 20x105 = 2100 = 315-
										土木材料 1x100 = 100 600x105 = 63000 63000x100 = 6300000

科	目	前年度の 予算額	追加更正 予算額	計	比		取	名		明	細
					増	減		額	目		
8	委員合費	230	60	290	60			額	60	追加	
	負担金	1382	20	1412	20						
	組合費 負担金		20	20	20			32 負担金	20	74年組合費負担金	
1	予備費	662	1155	1817	1155						
	予備費	662	1155	1817	1155						
	予備費	662	1155	1817	1155			予備費	1155		
	概算合計	145,990	5,001	150,991	5,001						

歳入歳出差引残金付し

1965年12月27日現在

大宜味村長 根路 敏一 印



同日原案可決



大宜味村議会議長 大嶺 福一

一九六五年十二月二十七日

提出者 大直味村議会議長 大城志孝 

賛成者 大直味村議會議員 平良松三 

〃 〃 山崎光助 



A 4 20x20

大直味村議会議長 大城志孝 殿

議案提出に ついて

主席(知事)公選要請建議案第七

所定の賛成を得て別紙のとおり提出、左

す。

コフ

行政主席の間接選挙を拒否し直接公選を要請する決議

行政主席の直接選挙は、全県民の熱烈なる要求であり、かつ、現
立法院議員の選挙民に対する公約でもあった。

故に直接選挙は否定できない全県民の総意である。

以上のことから来るべき主席の選任は、直接選挙以外の如何なる
選任方法も拒否しなければならない。

大統領行政命令改正の署名による間接選挙は、本質的に従来の選
任方法と何等異なるものではないと解する。

もし立法院議会議長が県民への公約を裏切り、間接選挙^強を行つた場
合は、さる指名議会議長を凌ぐ県民の一大反発を度けるものと思料する
よつて、大直味村議会議長は、立法院議会議長が率先して県民の側に立ち
間接選挙を拒否し、符望の直接選挙が行われるよう強く要請する。

1965年12月27日

大直味村議会議長

立法院議会議長 顧秋夫 敬

同日原案採択

大直味村議会議長

大 嶺 福

